

小野町公共施設等総合管理計画（概要版） 平成28年12月策定

1 計画の目的等

目 的	将来負担の軽減と安全で持続的な町民サービスの確保・提供の実現に向け、公共施設等の全体を把握するとともに、長期的な視点から総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本指針です。
対 象	町が所有する全ての公共施設等であり、町が管理する建物のほか、道路、橋りょう、上水道等も含みます。※ 上水道施設は、本年度「経営戦略」を策定するため、策定後に本計画に取り入れます。
期 間	平成28年度から平成42年までの15年間で。

公共施設等とは、公共建築物やインフラ施設を指します。

【公共建築物】 役場庁舎、小中学校、公営住宅などの建築物 【インフラ施設】 道路、橋りょうなどの土木構築物

2 現状と課題

【公共施設等の保有状況】

1 公共建築物

施設類型	施設数	延床面積(㎡)
行政系施設	8	8,735.3
町民文化・社会教育系施設	22	8,730.5
スポーツレクリエーション系施設	5	7,001.5
学校教育系施設	7	32,696.9
保健福祉系施設	8	5,413.7
公営住宅等	15	15,533.3
合 計	65	78,111.2

2 インフラ施設

分 類	施 設	施設数	距離(m)	面積(㎡)
道路	道路	270 路線	232,391	1,183,466
	橋りょう	86 橋	1,198	5,837
	農道	18 路線	6,862	
	林道	18 路線	22,543	
河川	町管理河川	9 水系	準用河川	
公園	都市公園	1 箇所		167,394
下水道	浄化槽設備	236 基		
上水道	水道施設	経営戦略策定後、計画に取り込みます。		

【公共建築物】

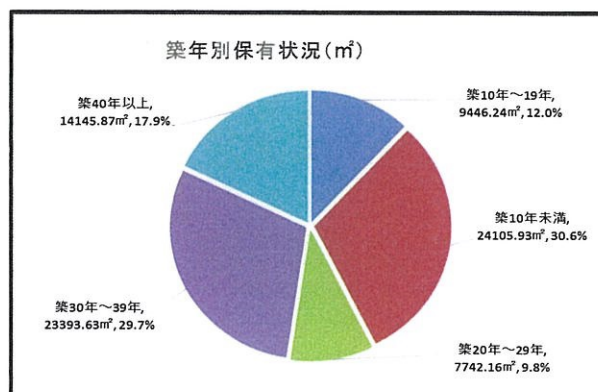
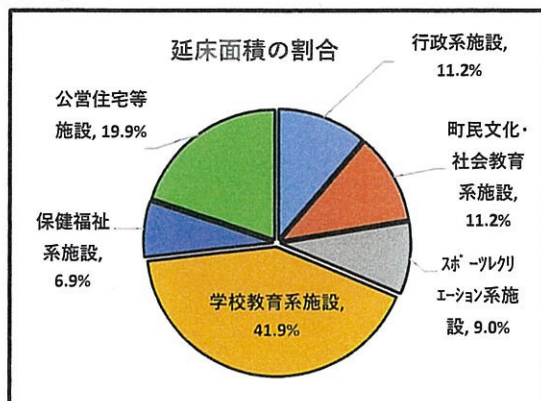
《延床面積》

町が所有する建物の総床面積は、78,111.2㎡となっています。学校教育系施設が32,696.9㎡で、41.9%、公営住宅等が15,533.2㎡で、19.9%、行政系施設が8,735.3㎡で、11.2%、町民文化・社会教育系施設が8,730.4㎡で、11.2%、スポーツレクリエーション系施設が7,001.5㎡で、9.0%、保健福祉系施設が5,413.7㎡で、6.9%となっています。（下表参照）

《築年別》

施設の築年別では、築10年未満が30.6%、築30年から39年が29.7%となっています。築10年未満の割合が大きいのは、小野中学校建設や各小中学校空調設備設置、各地区仮置場造成及び進入路整備等によるものです。

築40年以上の施設が17.9%保有しているため、今後大規模改修や建替えを検討していかなければならない状況です。



【道路・橋りょう】

平成27年度末時点で、町道は270路線で総延長は、232,391m、総面積は1,183,466㎡、改良率は68.3%、舗装率は76.4%となっています。また、橋りょうは86橋で総延長は、1,198m、総面積は5,837㎡となっています。

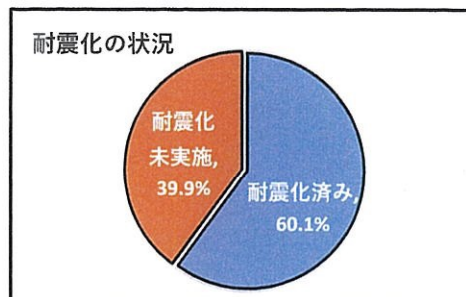
【上水道】

上水道施設分については、平成28年度中に水道事業会計で作成する「経営戦略」策定後、資産情報を本計画に取り込みます。

《耐震化》

旧耐震基準により建設された35施設、29,965.9㎡のうち、耐震化実施済みの施設は11施設、18,017.8㎡で60.1%であり、24施設、11,948.2㎡で耐震化が未実施の状況です。

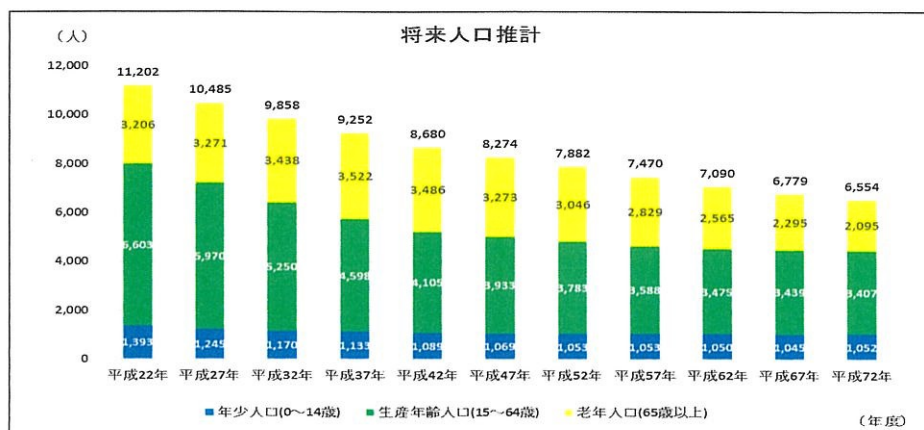
新耐震基準により建設された30施設も、今後老朽化等により維持補修が必要となってきます。（右表参照）



《人口動向》

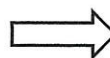
平成28年10月作成の「人口ビジョン」において、平成27年度は10,485人で、平成32年度に9,858人、平成52年度に7,882人となると推計しています。（右表参照）

- ・ 年少人口（0～14歳）
- ・ 生産年齢人口（15～64歳）
- ・ 老年人口（65歳以上）



《老朽化》

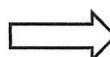
建物の老朽化 (公共建築物)	5年後の平成33年度より大規模改修や建替えが集中する見込みです。
建物の老朽化 (インフラ施設)	20年後の平成47年度に耐用年数をむかえ、大規模な補修等が必要です。



更新時に施設の集約化、複合化、民間施設の活用などを行う必要があります。重要度や緊急度に基づき、計画的に補修・補強する必要があります。
--

《将来更新費用》下表参照

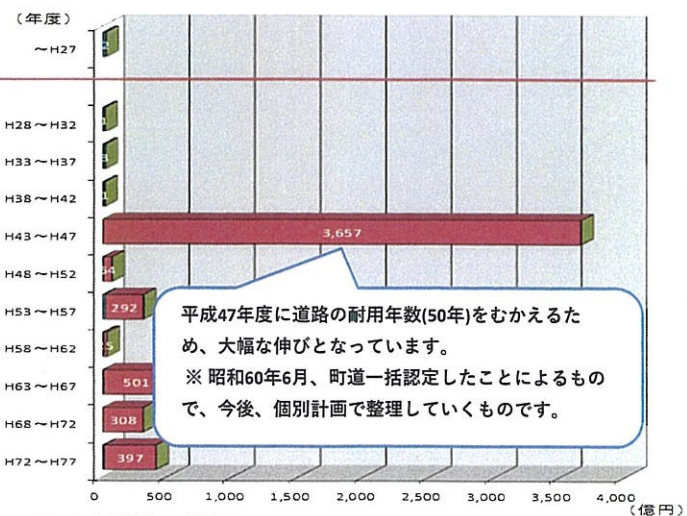
更新費の不足	更新費用が多額となる見込みです。
--------	------------------



将来更新費用の抑制を図る必要があります。

(単位: 億円)

年度	建物	公共施設	その他	合計	年平均
～H27	18	2	3	23	
H28～H32	8	1	6	15	3
H33～H37	15	3	1	19	4
H38～H42	12	1	2	15	3
H43～H47	0	3,657	0	3,657	731
H48～H52	6	64	0	70	14
H53～H57	19	292	2	313	63
H58～H62	8	25	0	33	7
H63～H67	7	501	0	508	102
H68～H72	1	308	0	309	62
H72～H77	11	397	0	408	82
H77年までの合計	105	5,251	14	5,371	107



この他に地方債の返済、新設備の建設費が必要です。
(全ての資産を現在価格で作ります。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つを前提として集計しています。

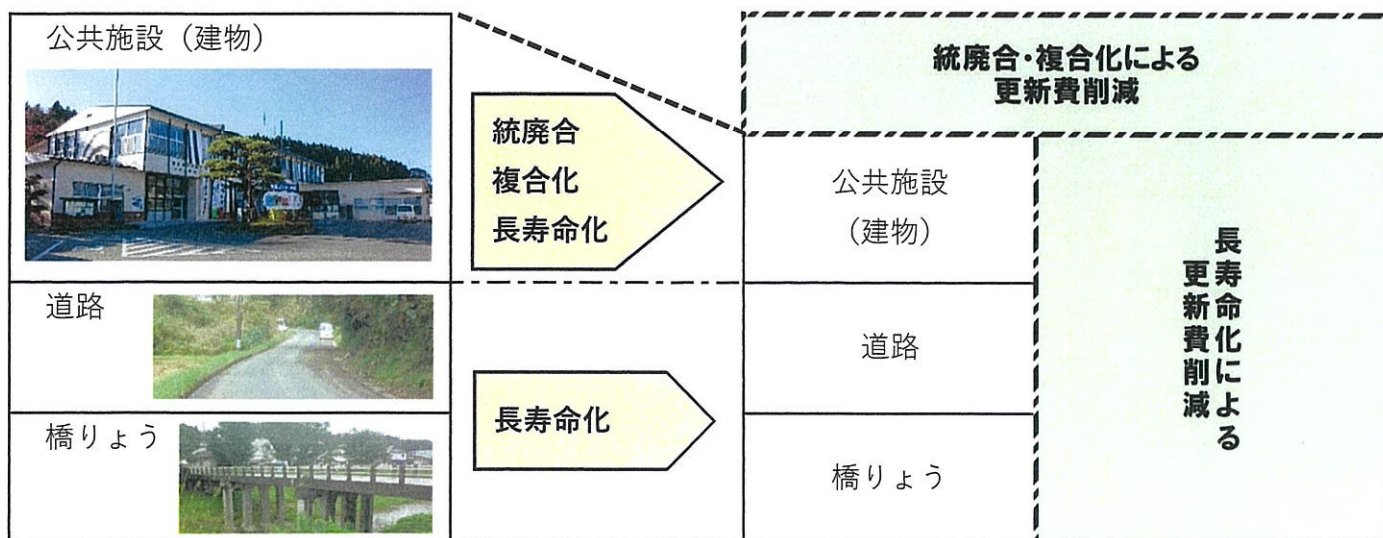
3 基本方針

《取組体制》

公共建築物	① 保有総量の抑制	既存施設の集約化・複合化や機能転換等を推進し、保有総量を可能な限り増やさずに必要なサービス量の確保に努めます。
	② 将来更新費用の低減・平準化	建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を講じ、既存施設の長寿命化を図ります。
	③ 公共サービスの質的向上	指定管理者制度等の民間参入を十分検討し、住民や地域活動団体を含めた多様な主体との連携・協働によるサービス提供の拡大を図る必要があります。
インフラ施設	① 将来更新費用の低減・平準化	損傷が軽微な段階で補修・補強等の対策を行い、既存施設の長寿命化を図ります。
	② 効果的・効率的な施設機能の維持	重要度や緊急度、財政計画との整合性を図りながら、従来にも増して計画的で高い実効性を伴った補修・補強に努めます。
	③ 維持管理にかかる経費の削減	民間企業の取組み方法や新たな技術等を導入し、大規模な補修・補強等の機会を的確に捉え、耐久性の高い材料や工法等を導入していきます。

《将来更新費用への対応》

長期的に安定した公共施設の管理運営を実現するため、統廃合、複合化、長寿命化等を推進し、将来更新費用の削減に努めます。



4 今後の管理の考え方

《管理方法》

点検・診断等の実施方針	・点検・診断を定期的実施し、適切な維持・修繕を行います。 ・適切な時期に施設の維持補修等を行うため、情報共有を図ります。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	・現在までの維持管理の方法を再検証し、既存施設の長寿命化、建替え及び大規模改修等に伴う将来投資費用の低減・平準化を図ります。
安全確保の実施方針	・災害時の避難施設等は、優先的に財源を充当した上で、速やかな安全確保及び長寿命化対策を図ります。 ・インフラ資産は、経年劣化等に加え、地震等の自然災害にも耐える必要があるため、改修時期を適切に捉え、耐震性や安全性の向上を図ります。
耐震化の実施方針	・建築基準法改正前の建物は、施設の重要度や緊急度を把握し、優先順位を決めた上で、耐震診断を行う必要があります。 ・診断の結果、強度の不足する建物については、財源を確保した上で耐震化工事等を行う必要があります。
長寿命化の実施方針	・長寿命化、建替え及び大規模改修等に伴う将来投資費用の低減・平準化を図ります。 ・道路や橋りょうをはじめとした個別の長寿命化計画は、本計画に準じて継続的に見直しを行いながら維持管理や修繕等を実施します。
統合や廃止の推進方針	・地域の特性や公共施設で提供するサービスの需要を十分に踏まえ、既存施設の集約化や複合化、機能転換等を推進し、保有総量を増やさず必要なサービス量の確保に努めます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・公共施設のマネジメントを展開するとともに、その進捗状況を評価し、結果に基づき定期的に計画を見直します。

5 フォローアップの実施方針

《本計画・個別計画》

進 捗 管 理	① 類型別の個別計画を平成32年度までに策定し、原則5年ごとにPDCAサイクルにより行い、公共施設等の縮減目標値についても見直しを行います。 ② 見直し時期以外であっても、人口等の推計と実状の乖離があった場合等、必要に応じて本計画の見直しを行います。 ③ 既に策定済みの個別計画については、本計画との調整を図り、必要に応じて見直し等を検討します。
見 直 し	① 公共施設等の資産情報は、町民との情報共有を図る必要があるため、毎年度更新を行うとともに、広報誌・ウェブサイト等で情報発信します。 ② 改修履歴や管理費用等を施設ごとにまとめることで、改修等の時期を的確に把握し、施設の維持管理費の最適化・効率化を図ります。

6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ① 役場庁舎等をはじめとする公共施設について、災害時の避難場所等に指定されている施設や東日本大震災の復興において重要なインフラ施設については、重要度を勘案しながら、耐震化等の改修を優先し、必要に応じて個別の長寿命化を計画を策定します。

構造等により長寿命化等ができない施設については、整備計画を作成します。

- ② 道路や橋りょうについては、平成32年度までに個別に定める長寿命化計画に従って維持管理や修繕、更新等を行います。